

## 【平成 27・28 年度 追加申請版】

# 嘉手納町測量及び建設コンサルタント業務等 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書 提 出 要 領

### 受付場所及びお問合せ先

受 付 先：嘉手納町役場 3 階 都市建設課

住 所：〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588

電話番号：098-956-1111(内 334)

ファックス番号：098-956-9508

ホームページ：<http://www.town.kadena.okinawa.jp/>

メールアドレス：[toshiken@town.kadena.okinawa.jp](mailto:toshiken@town.kadena.okinawa.jp)

## 1.申請の方法

### (1)受付期間

平成28年2月1日(月)～平成28年2月29日(月) (郵送の場合消印有効)

※申請書提出は、県外・県内に係らず郵送、持参どちらでもかまいません。

受付時間は、午前：9時00分～午前11時30分、午後：1時00分～午後

4時30分です。

### (2)提出書類一覧

提出書類は次のとおりです。

#### ●提出書類一覧表

※各種証明書の写しは平成27年9月1日以降のものとしします。

| No | 提出書類など                                   | 備考  |
|----|--|---|
| 1  | 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(県様式1) | 申請時現在の状況を記入<br>必ず代表者印を押印すること                    |
| 2  | 業者カード(県様式)                               | 様式中の「希望業務内容」については、嘉手納町において希望する業種を記入すること         |
| 3  | 技術職員有資格者名簿(県様式)                          | 平成27年12月1日現在で在籍する常勤の技術者を記載<br><u>県外業者提出必要なし</u> |
| 4  | 経営規模等総括表(県様式2)                           | 測量等実績高について、直前2年の決算額及びその平均実績高(税抜き)を希望する業種ごとに記入   |
| 5  | 測量等実績調書(県様式3)(直前2年分)                     | 入札参加を希望する業種ごとに作成。                               |
| 6  | 営業経歴書(県様式4)                              | 創業年月及び創業後の沿革を記入。                                |
| 7  | 商業登記簿謄本の写し                               | 法人事業の場合に限る<br>(個人事業の場合は身分証明書)                   |
| 8  | 印鑑証明書                                    | 写しでも可   |
| No | 提出書類など                                   | 備考  |
| 9  | 業者(事務所)の登録通知書(又は証明書)の写し(※1)              | p4.2(2)留意事項の①から③に掲げる業務を希望する場合は必ず提出。それ以外は業者(事務所) |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    |   | 登録を行っている場合に提出。  |
| 10 | 財務諸表(直前2年分)   | 税務申告した決算書の写しでも可   |
| 11 | 本社所在市町村の市町村税納税証明書(完納証明書)  | 未納税額がないことの証明書<br>写しでも可 <u>県内業者のみ</u>                            |
| 12 | 県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税)   | 未納税額がないことの証明書<br>写しでも可  |
| 13 | 国税納税証明書(法人税又は申告所得税)及び(消費税及び地方消費税)                                   | 未納税額がないことの証明書<br>写しでも可  |
| 14 | No3.「技術職員有資格者名簿」(県第3号様式)に記載のある技術職員の保有資格の合格証明書の写し又は免状の写し             | 別表有資格区分コード表にない資格の合格証明書等の写しは不要 <u>県外業者提出必要なし</u>                 |
| 15 | No3.「技術職員有資格者名簿」(県第3号様式)に記載のある技術職員の健康保険・厚生年金保険にかかる標準報酬の決定を通知する書面の写し | 個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は雇用保険被保険者証の写しを提出 <u>県外業者提出必要なし</u> |
| 16 | 健康保険、厚生年金保険加入証明書または社会保険料納入確認書の写し                                    | 直近の領収証の写しでも可  |
| 17 | 労働保険加入証明書の写し  | 同上  |
| 18 | 支店・営業所等設置届出書( <u>嘉手納町内に本店、支店、営業所等がある場合のみ</u> )(※2)                  | 町様式あり<br>本様式はフラットファイルに綴らず提出すること                                 |
| 19 | 82円切手を貼り、返信先の宛名を記入した返信用封筒<br>受付表送付用 … 1枚<br>合格通知書送付用 … 1枚           | 郵送にて申請するものは <u>2枚</u><br>持参にて申請するものは <u>1枚</u> 提出               |

※ 1 業者(事務所)の登録通知書(又は証明書)

営業に関し、法律等に基づく登録の証明書を添付。(写しでも良い)

- (イ) 測量業者登録証明書
- (ロ) 建築士事務所登録証明書
- (ハ) 建設コンサルタント登録証明書
- (ニ) 地質調査業者登録証明書
- (ホ) 補償コンサルタント登録証明書
- (ヘ) 不動産鑑定業者登録証明書
- (ト) 計量証明事業者登録証明書

※ 2 No18 営業所等設置届出書の様式については下記いずれかにて入手してください。

1. 嘉手納町ホームページよりダウンロードする
2. 嘉手納町役場にて直接入手

### (3)申請書類の提出方法

前記(2)提出書類一覧表に付されている番号順にインデックスで番号を付け、黄色のA4ファイルに綴り、表紙と背表紙に商号を記載して下さい。

ただし、提出書類一覧表 No18.支店・営業所等設置届出書及び No19.返信用封筒についてはファイルには綴らずにご提出願います。

### (4)提出部数

1部

### (5)結果の通知

書類一式を受付する際、「平成 27・28 年度入札参加資格申請書受付表」を発行いたします。

受付後、町にて提出書類一式を確認した後、既に提出した書類に不備がなければ、本町の入札参加適格合格通知書を発行いたします。

### (6)申請書提出後の変更届

入札参加資格審査申請後、次の事項に変更等があった場合は速やかに変更届出書(県様式を使用)1部を提出して下さい。

#### ●届出を要する変更事項一覧表

※下記事項以外の変更(例：技術者の異動等)については、提出の必要はありません。

※必ず変更届出書(県様式)に添付してください。

| 変更事項                        | 添付(確認)書類                                       |
|-----------------------------|--|
| 商号変更                        | 商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。個人業者の場合は変更届出書(県5号様式)だけでよい。) |
| 所在地                         | 同上   |
| 代表者                         | 同上   |
| 電話番号及びファックス番号               | なし   |
| 業務停止又は廃業                    | なし   |
| 組織変更                        | 商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。個人業者の場合は変更届出書(県5号様式)だけでよい。) |
| 変更事項                        | 添付(確認)書類                                       |
| 業者登録の変更                     | 該当事項について確認できる書類。写しでも可。                         |
| 入札参加資格継承申請                  | 建設工事入札参加資格継承書(県第6号様式)及び商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。)    |
| 社印・代表社印等の変更                 | 印鑑証明書(写しでも可)                                   |
| 個人業者から法人業者への変更(代表者が変わらない場合) | 商業登記簿(写しでも可)                                   |

## 2. 測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格申請要件等

### (1) 測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格申請要件

次の各項目を全て満たしていることが入札参加資格審査の申請要件です。

- ① 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入していること  
（個人事業で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く）
- ② 雇用保険に加入していること  
（適用が除外されている場合を除く）
- ③ 営業を開始して1年を経過している者
- ④ 申請する業種区分(測量、建築関係建設コンサル、土木関係建設コンサル、地質調査、補償関係コンサル、調査業務)について、直前2年の確定した年間平均実績高があること
- ⑤ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ⑥ 次のアからカまでに該当する事実があった後、1年以上を経過していること  
ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者  
イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者  
ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者  
エ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたもの  
オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑦ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 次の各号に該当しない者  
ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という）。  
イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。  
ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがあるとき。

### (2) 留意事項

- ① 測量業務(測量一般、地図の調整、航空測量)を希望する者は、測量法第55条の5の規定による登録を受けていること。
- ② 建築関係建設コンサルタント業務中、建築一般を希望する者は、建築士法第23条の3の規定による登録を受けていること。
- ③ 補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産鑑定評価に関する法律第24条の登録を受けていること。
- ④ 入札参加資格審査を申請した者が次のアからウに該当するときは資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。  
ア 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。  
イ 審査の為の実態調査に応じなかったとき。

ウ 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適當であると認められたとき。

⑤ 名簿登録の有効期間は登録の日から平成29年3月31日までとします。

⑥ 平成29・30年度の受付は平成29年2月頃を予定しています。

(3) 業種区分

申請に係る業種区分は次のとおりです。

- ① 測量
- ② 建築関係建設コンサルタント
- ③ 土木関係建設コンサルタント
- ④ 地質調査
- ⑤ 補償関係コンサルタント
- ⑥ 調査業務

別表 有資格区分コード表 (測量及び建設コンサルタント等業務)

| 業種区分 | 資格区分        | コード  | 資格名                | 根拠法例等  |             |      |
|------|-------------|------|--------------------|--------|-------------|------|
| 測量   | 測量士         | 107  | 測量士                | 測量法    |             |      |
|      | 測量士補        | 208  | 測量士補               | 測量法    |             |      |
| 建築   | 一級建築士       | 137  | 一級建築士              | 建築士法   |             |      |
|      | 設備設計一級建築士   | 078  | 設備設計一級建築士          | 建築士法   |             |      |
|      | 構造設計一級建築士   | 079  | 構造設計一級建築士          | 建築士法   |             |      |
|      | 二級建築士       | 238  | 二級建築士              | 建築士法   |             |      |
|      | その他資格者      | 062  | 建築設備士              | 建築士法   |             |      |
|      |             | 064  | 建築構造士              | 民間資格   |             |      |
|      |             | 076  | 建築積算士 (建築積算資格者)    | 民間資格   |             |      |
|      |             | 080  | 建築コスト管理士           | 民間資格   |             |      |
| 設備   | 電気系資格者      | 127  | 一級電気工事施工管理技士       | 建設業法   |             |      |
|      |             | 228  | 二級電気工事施工管理技士       | 建設業法   |             |      |
|      |             | 155  | 第一種電気工事士           | 電気工事士法 |             |      |
|      |             | 256  | 第二種電気工事士           | 電気工事士法 |             |      |
|      |             | 258  | 電気主任技術者 (第1種～第3種)  | 電気事業法  |             |      |
|      |             | 268  | 甲種消防設備士 (第四類)      | 消防法    |             |      |
|      |             | 269  | 乙種消防設備士 (第四類及び第七類) | 消防法    |             |      |
|      | 機械系資格者      | 129  | 一級管工事施工管理技士        | 建設業法   |             |      |
|      |             | 230  | 二級管工事施工管理技士        | 建設業法   |             |      |
|      |             | 168  | 甲種消防設備士            | 消防法    |             |      |
|      |             | 169  | 乙種消防設備士            | 消防法    |             |      |
|      |             | 265  | 給水装置工事主任技術者        | 水道法    |             |      |
|      |             | 土木   | 技術士                | 701    | 技術士：機械部門    | 技術士法 |
|      |             |      |                    | 702    | 技術士：船舶・海洋部門 | 技術士法 |
| 703  | 技術士：航空・宇宙部門 |      |                    | 技術士法   |             |      |
| 704  | 技術士：電気電子部門  |      |                    | 技術士法   |             |      |
| 705  | 技術士：化学部門    |      |                    | 技術士法   |             |      |
| 706  | 技術士：繊維部門    |      |                    | 技術士法   |             |      |
| 707  | 技術士：金属部門    |      |                    | 技術士法   |             |      |
| 708  | 技術士：資源工学部門  |      |                    | 技術士法   |             |      |
| 709  | 技術士：建設部門    |      |                    | 技術士法   |             |      |
| 710  | 技術士：上下水道部門  |      |                    | 技術士法   |             |      |
| 711  | 技術士：衛生工学部門  |      |                    | 技術士法   |             |      |
| 712  | 技術士：農業部門    |      |                    | 技術士法   |             |      |
| 713  | 技術士：森林部門    |      |                    | 技術士法   |             |      |
| 714  | 技術士：水産部門    |      |                    | 技術士法   |             |      |
| 715  | 技術士：経営工学部門  | 技術士法 |                    |        |             |      |
| 716  | 技術士：情報工学部門  | 技術士法 |                    |        |             |      |

|    |             |     |                      |          |
|----|-------------|-----|----------------------|----------|
|    |             | 717 | 技術士：応用理学部門           | 技術士法     |
|    |             | 718 | 技術士：生物工学部門           | 技術士法     |
|    |             | 719 | 技術士：環境部門             | 技術士法     |
|    |             | 720 | 技術士：原子力・放射線部門        | 技術士法     |
|    |             | 721 | 技術士：総合技術監理部門         | 技術士法     |
|    | RCCM        | 751 | RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門  | 民間資格     |
|    |             | 752 | RCCM：港湾及び空港部門        | 民間資格     |
|    |             | 753 | RCCM：電力土木部門          | 民間資格     |
|    |             | 754 | RCCM：道路部門            | 民間資格     |
|    |             | 755 | RCCM：鉄道部門            | 民間資格     |
|    |             | 756 | RCCM：上水道及び工業用水道部門    | 民間資格     |
|    |             | 757 | RCCM：下水道部門           | 民間資格     |
|    |             | 758 | RCCM：農業土木部門          | 民間資格     |
|    |             | 759 | RCCM：森林土木部門          | 民間資格     |
|    |             | 760 | RCCM：水産土木部門          | 民間資格     |
|    |             | 761 | RCCM：廃棄物部門           | 民間資格     |
|    |             | 762 | RCCM：造園部門            | 民間資格     |
|    |             | 763 | RCCM：都市計画及び地方計画部門    | 民間資格     |
|    |             | 764 | RCCM：地質部門            | 民間資格     |
|    |             | 765 | RCCM：土質及び基礎部門        | 民間資格     |
|    |             | 766 | RCCM：鋼構造物及びコンクリート部門  | 民間資格     |
|    |             | 767 | RCCM：トンネル部門          | 民間資格     |
|    |             | 768 | RCCM：施工計画、施工設備及び積算部門 | 民間資格     |
|    |             | 769 | RCCM：建設環境部門          | 民間資格     |
|    |             | 770 | RCCM：機械部門            | 民間資格     |
|    |             | 771 | RCCM：電気電子部門          | 民間資格     |
|    | 一級土木施工管理技士  | 113 | 一級土木施工管理技士           | 建設業法     |
|    | 二級土木施工管理技士  | 214 | 二級土木施工管理技士（土木）       | 建設業法     |
|    |             | 215 | 二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）   | 建設業法     |
|    |             | 216 | 二級土木施工管理技士（薬液注入）     | 建設業法     |
|    | その他資格者      | 061 | 地すべり防止工事士            | 大臣認定     |
| 補償 | 不動産鑑定士      | 071 | 不動産鑑定士               | 不動産鑑定評価法 |
|    | 補償業務管理士     | 072 | 補償業務管理士              | 民間資格     |
|    | 土地区画整理士     | 073 | 土地区画整理士              | 土地区画整理法  |
|    | 公共用地取得実務経験者 | 099 | —                    | —        |
| 地質 | 地質調査技士      | 074 | 地質調査技士               | 大臣認定     |
| 調査 | 環境計量士       | 075 | 環境計量士                | 計量法      |
|    | 港湾海洋調査士     | 077 | 港湾海洋調査士（危険物探査部門）     | 民間資格     |